

府子本第 283 号
27 文科初第 726 号
雇児発 0901 第 3 号
平成 27 年 9 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
附 属 幼 稚 園 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

内閣府子ども・子育て本部統括官

武川 光夫



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤 よし子



(印影印刷)

国家戦略特別区域限定保育士（地域限定保育士）制度創設に伴う
認定こども園関係法令の改正等について

このたび、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

政令の整備に関する政令」(平成 27 年政令第 303 号。以下「整備政令」という。)、
「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令」(平成 27 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 6 号)及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」(平成 27 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)を 8 月 31 日公布し、本日施行いたしました。

その内容は下記のとおりですので、各都道府県知事、各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 国家戦略特別区域限定保育士制度の創設について

改正法による改正後の国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。以下「新法」という。)第 12 条の 4 において児童福祉法等の特例規定として、喫緊の課題となっている保育を担う人材の確保を図るため、国家戦略特別区域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)に関する規定が創設された。

改正法等の詳細な内容については、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行及びそれに伴う関係政省令告示の改正について(通知)」(平成 27 年 9 月 1 日雇児発 0901 第 2 号)を参照されたいこと。

2. 改正法における就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の読替規定について

新法第 12 条の 4 第 13 項において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)についての読替規定を定めたもの。

(1) 認定区域計画に定められた事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園において、「幼稚園の教諭の普通免許状」を有し、かつ、「地域限定保育士の登録」を受けた者であれば、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師となることのできるもの。

(2) 平成 32 年 4 月 1 日までの間、認定区域計画に定められた事業実施区

域内にある幼保連携型認定こども園において、地域限定保育士は、保育士と同様に、「幼稚園の教諭の普通免許状」を有していない場合であっても、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師となることができるとしたもの。

3. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令及び子ども・子育て支援法施行令の欠格要件の規定の整備を行い、幼保連携型認定こども園の認可申請に係る欠格事由として、国家戦略特別区域法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令においては、第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。子ども・子育て支援法施行令においては、第12条の4第7項の規定に限る。）に違反した場合を定める等したもの（整備政令第10条及び第11条）。

4. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正について

認定区域計画に定められた事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園において、副園長又は教頭となるための要件の一つである「保育士の登録を受けた者」に、「地域限定保育士の登録を受けた者」を含める改正をしたもの。

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正について

認定区域計画に定められた事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園において、園長となるための要件の一つである「保育士の登録を受けた者」に、「地域限定保育士の登録を受けた者」を含める改正をしたもの。

5. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示について

認定区域計画に定められた事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、満3歳未満の子どもの保育に従事する者に地

域限定保育士を含める改正をしたもの。

6. 既存の通知の取扱いについて

既存の内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知について、別に通知が発出されない限り、地域限定保育士制度の創設に伴う改正等を行わなくとも、「保育士」とある部分の適用については、必要な読替えを行った上で、地域限定保育士についても適用されるものであること。

7. 施行期日又は適用日について

改正法の施行の日（平成27年9月1日）から施行又は適用するものであること。

（添付資料）

【参考資料1】「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行及びそれに伴う関係政省令告示の改正について（通知）」（平成27年9月1日雇児発0901第2号）

【参考資料2】「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令」（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第6号）条文・新旧対照表

【参考資料3】「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）条文・新旧対照表